

改正

令和 6 年 3 月31日告示第110号

中野市新規銃猟者支援事業補助金交付要綱

中野市新規銃猟者支援事業補助金交付要綱（平成27年中野市告示第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、有害鳥獣駆除に従事する者を育成し、鳥獣による農林業等の被害を防止するため、新たに銃猟免許及び鉄砲の所持許可を受ける者又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下第 3 条において「法」という。）第39条の規定によるわな猟免許の所持許可を受ける者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（成果の指標）

第 2 条 当該補助事業に係る規則第19条第 3 項に規定する指標は、有害鳥獣駆除に従事する者の増加とする。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、新たに法第39条に規定する第一種銃猟免許（以下、この項及び次条において「銃猟免許」という。）を取得し、かつ、鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定により鉄砲の所持の許可（以下、この項において、「鉄砲所持の許可」という。）を受けようとする者又は新たに銃猟免許及び法第39条に規定するわな猟免許を取得し、かつ、鉄砲所持の許可を受けようとする者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1） 市内に住所を有する者であること。
- （2） 事業終了後 1 年以内に狩猟者登録を行い、 5 年以上有害鳥獣駆除に従事することが見込まれる者であること。

（補助対象経費及び補助金額）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助金額
------	------

<ul style="list-style-type: none"> (1) 第一種銃猟免許取得手数料 (2) 猟銃等講習会（初心者）手数料 (3) 教習資格認定申請手数料 (4) 射撃教習に要する手数料 (5) 鉄砲所持許可申請手数料 (6) わな猟免許取得手数料 (7) 前各号に係る申請において必要な証明写真、医師の診断書、戸籍抄本、身分証明書、住民票、弾代、射撃使用料 	<p>対象経費の2分の1以内の額とし、6万円を限度とする。</p>
---	-----------------------------------

（補助金交付の申請）

第5条 規則第3条の申請書は、中野市新規銃猟者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、事業計画書とする。

（事業の変更等）

第6条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市新規銃猟者支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に規定する通知を受けた日から14日以内に行うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第10条の実績報告書は、中野市新規銃猟者支援事業実績報告書（様式第3号）によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 第一種銃猟狩猟免状の写し
- (2) 鉄砲所持許可証の写し
- (3) わな猟狩猟免状の写し
- (4) 経費の支払を証する書類

（補助金交付の請求）

第9条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市新規銃猟者支援事業補助金交付請求書（様式

第4号) により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和6年3月31日告示第110号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

中野市新規銃猟者支援事業補助金交付申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

下記のとおり事業を実施したいので、中野市新規銃猟者支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

事業の目的及び内容	
事業に要する経費	
事業完了の予定期日	
補助金申請額	
申請額の算出基礎	

添付書類

事業計画書

審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。

氏名

様式第2号（第6条関係）

中野市新規銃獵者支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のあった事業を
下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認してください。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

3 その他

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のあった事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

事業の成果	
事業に要した経費	
事業完了日	
補助金交付決定額	

添付書類

- 1 第一種銃猟狩猟免状の写し
- 2 鉄砲所持許可証の写し
- 3 わな猟狩猟免状の写し
- 4 経費の支払を証する書類

様式第4号（第9条関係）

中野市新規銃猟者支援事業補助金交付請求書

年 月 日

中野市長

あて

請求者 住 所

氏 名

印

電 話

()

年 月 日付け中野市達 第 号で補助金額の確定のありました中野市新規銃猟者支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額

円

2 振込先

金融機関名		店 舗 名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			